



医政発0926第8号
令和4年9月26日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の公布等について

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）に基づき、医療機関の開設者は、単独又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための2以上の医療機関の再編の事業に関する計画（以下「再編計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができることとされていますが、今般、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第132号）が、別添のとおり公布され、令和4年10月1日から施行されることとなりました。

今回の改正の概要等は下記のとおりですので、貴職におかれでは、これを御了知いただくとともに、貴管内の医療機関等に対し、周知をお願いいたします。

記

第1 改正の概要

次に掲げる再編計画に関する事務の権限を厚生労働大臣から地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任すること。（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号）第14条関係）

- ・再編計画の認定（法第12条の2第1項、法第12条の3、法第12条の6第3項）
- ・関係都道府県の意見聴取（法第12条の4、第12条の6第3項、第12条の8第2項）
- ・認定の通知（法第12条の5、第12条の6第3項、第12条の8第2項）
- ・再編計画の変更（法第12条の6第1項及び第2項）
- ・報告の徴収（法第12条の7）
- ・認定の取消し（法第12条の8第1項）
- ・指導及び助言（法第12条の9）

第2 施行期日

本改正は、令和4年10月1日から施行すること。

第3 その他

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第80条の3第1項及び第2項に基づき、再編計画に基づき取得した不動産について登録免許税の軽減措置を受けるための、厚生労働大臣の証明書の発行に係る事務についても、令和4年10月1日より、地方厚生局長及び地方厚生支局長が行うこととすること。

(権限の委任)	改 正 後	(権限の委任)	改 正 前
第十四条 法第三十八条第一項の規定によ り、法第十二条の二第一項、第十二条の三 (第十二条の六第三項において準用する場	○厚生労働省令第三百三十一号 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第三十 八条の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部 を改正する省令を次のように定める。 令和四年九月二十二日 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 四号)の一部を次の表のよう改正する。	厚生労働大臣 加藤 勝信	厚生労働大臣 加藤 勝信
	(傍線部分は改正部分)		

○厚生労働省令第三百三十一号
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第三十
八条の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部
を改正する省令を次のように定める。
令和四年九月二十二日
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令
四号)の一部を次の表のよう改正する。

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則

2 法第三十八条第二項の規定により、前項
に規定する権限のうち地方厚生支局の管轄
区域に係るものは、地方厚生支局長に委任
する。ただし、地方厚生局長がこれらの権
限を自ら行うことを妨げない。

委任する。

法第三十八条第二項の規定により、前項
に規定する権限のうち地方厚生支局の管轄
区域に係るものは、地方厚生支局長に委任
する。ただし、地方厚生局長がこれらの権
限を自ら行うことを妨げない。

(新設)

む)、第十七条第一項(法第十八条第二項
及び第二十一条第二項において準用する場
合を含む)、第十八条第一項、第十九条、
二条の六第三項及び第十二条の八第二項に
おいて準用する場合を含む)、第十二条的
六第一項及び第二項、第十二条の七、第十
二条の八第一項、第十二条の九、第十四条
第一項、第十六条第一項(法第十八条第二
項において準用する場合を含む)、第十七
条第一項(法第十八条第二項及び第二十
一条第二項において準用する場合を含む)、
第十八条第一項、第十九条、第二十条、第
二十一条第一項並びに第二十二条に規定す
る厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に
委任する。

第二十条、第二十一条第一項及び第二十二
条に規定する厚生労働大臣の権限は、地方
厚生局長に委任する。